

第1回甲斐市特別職報酬等審議会 資料

| | |
|----------------------|----|
| 1 甲斐市特別職報酬等審議会について | |
| (1) 会議の公開・非公開の決定について | 1 |
| (2) 審議会の概要について | 1 |
| (3) 審議会を開催するまでの経緯 | 3 |
| 2 特別職の報酬等について | |
| (1) 特別職報酬等の現行額 | 10 |
| (2) 報酬等改定状況 | 10 |
| (3) 一般職の状況 | 11 |
| (4) 他自治体との比較 | 12 |
| (5) 議会の活動状況 | 19 |
| 3 参考資料 | |
| ・甲斐市の財政状況等 | 23 |
| ・地方自治法（抜粋） | 25 |
| ・地方公務員法（抜粋） | 26 |

1 甲斐市特別職報酬等審議会について

(1) 会議の公開・非公開の決定について

甲斐市審議会等の設置及び運営に関する指針第5の規定により、審議会の会議は、原則として公開するものとしている。

ただし、会議を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営が阻害されると認められる場合は、審議会の決定により、その会議の全部又は一部を公開しないことができるとされている。

(2) 審議会の概要について

○審議会の内容

甲斐市特別職報酬等審議会条例に基づき、市議会議員の議員報酬並びに市長、副市長及び教育長の給料額等について、市長の諮問に応じ審議を行う。

○審議会の基本的な流れ

① 審議会を開催し、市長から会長へ諮問。

② 審議会において審議を行い、改定もしくは据置きの方向性を決定する。

改定する場合は、その額及び改定時期等を意見集約し答申(案)を作成する。

改定しない場合も、意見集約し、その内容に基づき答申(案)を作成する。

③ 審議結果に基づき市長へ答申。

改定する答申となった場合は、答申後、実施の有無を事務局において検討する。

〔特別職の報酬等及び一般職の給与〕

○特別職とは

国または地方公務員のうち、地方公務員法が適用される一般職に対し、法律上一般の公務員と異なる特別の取扱いを受ける公務員のこと。

(例：知事、市町村長、県議会議員、市議会議員等)

○特別職の報酬等

地方公共団体は、その議会の議員に対し、議員報酬を、市長、副市長、教育長等に対し、給料を支給しなければならない。

また、これらの者に対し、地方公共団体は、条例に基づかずには、いかなる給与も支給することができない。

(根拠：地方自治法第203条、第204条、第204条の2)

○特別職の報酬等に係る国の参考基準（要点）

●特別職の報酬等について（昭和39年5月28日自治給第208号　自治事務次官通知）

地方公共団体の特別職の職員の報酬等の額の決定について、第三者機関の意見を聞くことにより、その一層の公正を期する必要があると認められるので、特別職報酬等審議会を設置すること。

●特別職の職員の給与について(昭和43年10月17日自治給第94号 自治省行政局長通知)

特別職の職員の給与の内容の明確化について、常勤の特別職の職員に支給できる諸手当の範囲に制約があること、また、条例上の規定の整備について必要な措置を講じること。

特別職報酬等審議会について、審議会の委員の選任については、審議会の審議に住民各層の意向を公平に反映させるため、委員の構成が住民の一部の層に偏することのないよう配慮すること。

また、給与改定の実施時期についても諮問すること、審議会において充分な審議が行われ、適正な給与額の答申がなされるよう配慮すること、審議会に住民の意見を反映するよう努めるとともに住民の理解が得られるよう留意し、答申の内容を尊重すること。

●特別職の報酬等について(昭和48年12月10日自治給第77号 自治省行政局公務員部長通知)

特別職の報酬等は、その職務の特殊性に応じて定められるべきものであって、生計費や民間賃金の上昇等に相応して決定される一般職の職員の給与とは自ずからその性格を異にし、また、その額は個々具体的に住民の前に明示するよう条例で定めるべきものである。

○一般職の給与

●情勢適応の原則(地方公務員法第14条)

地方公共団体は、法律に基づいて定められた給与等が社会一般の情勢に適応するように、隨時、適当な措置を講じなければならない。

その講すべき措置について、人事委員会は、隨時、地方公共団体の議会及び長に勧告することができる。

●給与、勤務時間その他の勤務条件の根本基準(地方公務員法第24条)

職員の給与は、その職務と責任に応ずるものでなければならない。また、生計費並びに国及び他の地方公共団体の職員並びに民間事業の従事者の給与その他の事情を考慮して定められなければならない。

職員の給与、勤務時間その他の勤務条件は、条例で定める。

●給料表に関する報告及び勧告(地方公務員法第26条)

人事委員会は、毎年少なくとも一回、給料表が適当であるかどうかについて、地方公共団体の議会及び長に同時に報告するものとする。給与を決定する諸条件の変化により、給料表に定める給料額を増減することが適当であると認めるときは、あわせて適当な勧告をすることができる。

(3) 審議会を開催するまでの経緯

| | |
|------------------------------|---|
| H30年 1月10日 | 甲斐市自治会連合会から甲斐市議会議長へ「甲斐市議会議員の定数等の見直しについて」要望書を提出（P4参照） |
| H30年 2月9日 | 甲斐市自治会連合会から甲斐市長へ「甲斐市議会議員の定数見直しについて」要望書を提出（P5参照） |
| H30年 6月 ～ R元年 6月 | 本市の適正な議員定数等を調査検討することを目的に、委員定数9人をもって組織する議会改革特別委員会を設置 〈特別委員会の結論〉 議員の定数については、現行の22人から3人削減し19人とする。 議員報酬及び政務活動費の見直しについては、甲斐市特別職報酬等審議会に委ねる。 |
| R元年 6月 | 甲斐市議会の議員の定数を定める条例の一部改正案を6月市議会に提出し可決（令和4年4月の甲斐市議会議員一般選挙から施行） |
| R3年 8月4日 | 甲斐市議会議長から甲斐市長へ「甲斐市特別職報酬等審議会の開催検討について（要請）」提出（P6参照） |
| R3年 10月8日 | 甲斐市長から甲斐市特別職報酬等審議会会长へ「甲斐市特別職の報酬等の額について（諮問）」提出（P7参照） 〈諮問の要旨〉 社会経済情勢及び県内各市の特別職報酬等の状況を勘案し、現在の特別職の報酬等が適正であるかについて、審議会の意見を求める。 |
| R3年 11月9日 | 甲斐市特別職報酬等審議会会长から甲斐市長へ「甲斐市特別職の報酬等の額について（答申）」提出（P8参照） 〈答申の要旨〉 新型コロナウイルスの収束の見通しが立たない状況下において市民が困難な状況に耐えている中、市民感覚として、据置きが妥当である。付帯意見として、新型コロナウイルス感染症の収束や今後の景気の動向などを踏まえたうえで、改めて報酬等の適正な水準について議論することが望ましい。 |



要 望 書

甲斐市議会議長 小浦 宗光 様

甲斐市議会議員の定数等の見直しについて

貴職におかれましては、卓越した識見と情熱をもたれ、甲斐市発展のため粉骨碎身のご活躍に心から敬意を表するとともに感謝を申し上げる次第であります。

さて、全国の地方自治体におきましては全国的な傾向として国の行財政改革のあおりを受け、財政運営に陰りが生じていることから昇給制度や退職手当の見直し等、給与関係の改正をはじめ、あらゆる行財政改革に取り組んでおります。

甲斐市では他市に先駆けて合併後に職員定数を減らした経緯があります。

甲斐市議会におかれましても、合併以降2度にわたる議員定数・議員報酬の見直しが行われています。

現在の状況から、行政のチェック機関としての役割をなお一層高め、より良い甲斐市とするために議員定数及び議員報酬等について再々度の見直しを要望するものであります。

議員定数につきましては、その人口規模から平均値であることは理解をしているところでありますが、職員定数と同様に他市に先駆けての少数精銳化をご検討していただきたいと考えております。

また、議員定数減による議員各位の責任・負担の増加、また各年代層の市政参加促進を見据えての議員報酬の増額改定なども同時に検討すべきことであると認識しております。

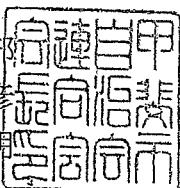
これから地方分権が進むにつれ、議員個々の政策立案力が一層必要となりますので、これに対応できる体制をいち早く整えることが重要であると考えています。

以上のこととを来年度の改選期に向け、ご検討いただけますよう要望いたします。

平成30年1月10日



甲斐市自治会連合会 会長 三井 兵部
副会長 小林 一彦
副会長 田辺 泰明





要 望 書

甲斐市長 保坂 武 様

甲斐市議会議員の定数見直しについて

保坂市長におかれましては、卓越した識見と情熱をもたれ、甲斐市発展のため市民の先頭に立ってのご活躍に心から敬意を表するとともに感謝を申し上げる次第でございます。

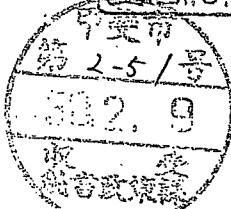
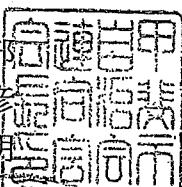
今般、甲斐市自治会連合会では、甲斐市議会に対して行政のチェック機関としての役割をなお一層高め、より良い甲斐市とすることを目的とした議員定数等に関する要望書を去る1月10日に提出いたしました。

しかしながら、1月24日付 小浦議長からの回答書においては本連合会の要望である「改選に向けての検討」が、「改選後に検討」となっており、議員定数の削減などすべての項目が先送りという回答がありました。

これから地方分権が進むにつれ、個々の議員の政策立案力が一層重要となり、これに対応した体制をいち早く整えることを願っての要望書提出でありましたが、4年間の先送りとなってしまう事態を憂慮し、改選後、速やかに専門委員会を立ち上げ1年程度を目途に議員定数の削減に関する条例改正等に至りますよう市として議会へ働きかけていただけますよう本連合会の総意として要望いたします。

平成30年2月9日

甲斐市自治会連合会 会長 三井 兵部
副会長 小林 一彦
副会長 田辺 泰明



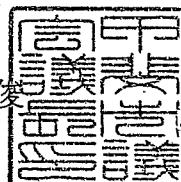


甲斐議第8-1号

令和3年8月4日

甲斐市長 保坂 武 様

甲斐市議会議長 山本 英俊



甲斐市特別職報酬等審議会の開催検討について（要請）

このことについて、下記の理由に基づき、審議会の開催検討していただけますよう要請します。

記

現在、全国的に、議會議員選挙を実施しても、無投票あるいは定員割れという状況が発生しており、住民自治の根幹としての議会の果たす役割の低下が危惧されております。

これらの状況から、甲斐市議会でも、平成30年6月から、議会改革特別委員会において16回の委員会を開き、適正な議員定数・議員報酬について議論を重ね、議員定数については、令和元年6月議会において、議員定数22名から3名減の19名とする、「甲斐市議会の議員の定数を定める条例の一部改正」を行ったところであります。

これに対し、議員報酬は、平成18年10月から現在の月額35万円になっており、こちらは、全国的にも同規模市の議員報酬に比べて、低い報酬となっております。

つきましては、新型コロナウイルス感染症により、非常に厳しい時期ではありますが、今後、幅広い層の方が甲斐市議会議員として活躍できる場を提供できるよう、令和元年7月に提出いたしました、「甲斐市議会議員定数及び議員報酬等に関する調査検討報告書」の結果等を考慮の上、甲斐市特別職報酬等審議会において、議員報酬、政務活動費、市特別職報酬につきまして、審議会を開催の上、議論していただくよう要請するものであります。

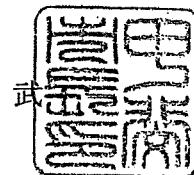




甲斐人第10-10号
令和3年10月8日

甲斐市特別職報酬等審議会会長様

甲斐市長 保坂



甲斐市特別職の報酬等の額について（諮問）

のことについて、甲斐市特別職報酬等審議会条例第2条の規定により、次のとおり諮問します。

1 諒問事項

市議会議員の議員報酬及び政務活動費並びに市長、副市長及び教育長の給料の額について、社会経済情勢及び県内各市の特別職の報酬等の状況を勘案し、現在の特別職の報酬等が適正であるかについて、貴審議会の意見を求める。

2 甲斐市特別職の報酬及び給料等

| 区分 | 職名 | 現行月額 |
|-------|--------|----------|
| 報酬額 | 議長 | 400,000円 |
| | 副議長 | 360,000円 |
| | 議員 | 350,000円 |
| 政務活動費 | 会派又は議員 | 10,000円 |

| 区分 | 職名 | 現行月額 |
|-----|-----|----------|
| 給料額 | 市長 | 750,000円 |
| | 副市長 | 630,000円 |
| | 教育長 | 560,000円 |

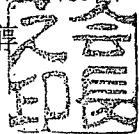
| |
|---|
| 担当 総務部人事課 小林・早川 電話 055-278-1674(直通) |
|---|



令和3年11月9日

甲斐市長 保坂 武様

甲斐市特別職報酬等審議会
会長 上條 醉



甲斐市特別職の報酬等の額について（答申）

令和3年10月8日付け甲斐人第10-10号で諮問がありましたことについて、当審議会の意見は、次のとおりです。

1 審議会の結論

市議会議員の議員報酬及び政務活動費並びに市長、副市長及び教育長の給料の額について、当審議会で慎重に審議した結果、次の理由によって据置きという結論に至ったことを報告する。

2 甲斐市特別職の報酬及び給料等

| 区分 | 職名 | 現行月額 | 審議結果 |
|-------|--------|----------|------|
| 報酬額 | 議長 | 400,000円 | 据置き |
| | 副議長 | 360,000円 | 据置き |
| | 議員 | 350,000円 | 据置き |
| 政務活動費 | 会派又は議員 | 10,000円 | 据置き |

| 区分 | 職名 | 現行月額 | 審議結果 |
|-----|-----|----------|------|
| 給料額 | 市長 | 750,000円 | 据置き |
| | 副市長 | 630,000円 | 据置き |
| | 教育長 | 560,000円 | 据置き |

【理由】

令和2年2月以降、数次にわたる新型コロナウィルスの蔓延によって経済は疲弊し、小規模事業者や飲食店等は経営難に陥り、やむなく事業の継続を断念した業者も少なからず存在する。

また、令和2年に引き続き本年においても、新型コロナウィルス感染拡大による業績悪化により、民間企業のボーナス水準が公務員の水準を下回ったとし



て、公務員の期末手当引下げとする人事院勧告が行われている。

このような状況下での市議会議員の議員報酬及び政務活動費並びに市長、副市長及び教育長の給料の額の引き上げは、産業界からの反発や、市民感情としても理解や納得が得られるものではなく、新型コロナウィルスの収束の見通しが立たない状況下において市民が困難な状況に耐えている中、市民感覚として、報酬等の減額とは言わないまでも、据置きが妥当であると判断したものである。

3 審議経過

報酬等の現状における他市との比較において、増額改定を検討する余地はあるものの、コロナ禍における社会経済情勢をかんがみると、現時点において緊急性をもって報酬改定を行う状況であるのか、また、その必要性があるのかを判断したものである。

また、コロナ禍が市民生活や市民感情に多大な影響を及ぼしている点を重視すると、今は報酬等の改定について議論する適切な時期ではないといった意見が多数を占めたところである。

(1) 議員報酬及び政務活動費の額

議員報酬については、他市と比べても決して低い状況とは言えず、増額することは、産業界からも反対が出ることは間違いない、市民感情としても理解が得られるものではない。

ただし、令和4年4月の市議会議員改選後の定数が削減された後の状況により、議員報酬の見直しを検討する余地はあるのではないかと思われる。

政務活動費の額については、見直しを検討すべき理由が見当たらない。

(2) 市長、副市長及び教育長の給料の額

市長等の給料については、県内他市と比べても、かなり低い水準にあり、市長等が果たしている職責の重要性が増している状況を考えると、増額改定を検討する余地はあると思われる。

4 付帯意見

当審議会においては、今回の諮問に対する答申として、据置きが妥当であると判断したところであるが、この結論は、新型コロナウィルス感染症の収束や今後の景気の動向などを踏まえたうえで、改めて報酬等の適正な水準について議論することが望ましいと考えた結果であり、来年度の適切な時期に、改めて当審議会に対して諮問されることを望むものである。

(3) 一般職の状況

○職員の平均年齢及び平均給料月額等

(令和4年4月1日現在)

| 区分 | 平均年齢 | 平均給料月額 | 職員最高月額 |
|-------|-------|----------|----------|
| 一般行政職 | 40.8歳 | 305,100円 | 433,100円 |
| 技能労務職 | 53.6歳 | 282,900円 | 303,200円 |
| 看護保健職 | 40.3歳 | 305,800円 | 380,800円 |

※平均給料月額：職員の基本給の平均

○人事院勧告の実施状況

| 年 | 人事院勧告の内容 | | 国会決定内容 |
|-------|----------------|--------|--------|
| | 月例給(%) (較差) | 特別給(月) | |
| 平成25年 | 水準改定の勧告なし | 3.95 | — |
| 平成26年 | 0.27 | 4.10 | 勧告どおり |
| 平成27年 | 0.36 | 4.20 | 勧告どおり |
| 平成28年 | 0.17 | 4.30 | 勧告どおり |
| 平成29年 | 0.15 | 4.40 | 勧告どおり |
| 平成30年 | 0.16 | 4.45 | 勧告どおり |
| 令和元年 | 0.09 | 4.50 | 勧告どおり |
| 令和2年 | 水準改定の勧告なし | 4.45 | 勧告どおり |
| 令和3年 | 水準改定の勧告なし | 4.30 | 勧告どおり |
| 令和4年 | 0.23 | 4.40 | |

○ラスパイレス指数

| 区分 | R3.4.1現在 | R2.4.1現在 | H31.4.1現在 |
|-------|----------|----------|-----------|
| 甲斐市 | 97.8 | 97.6 | 97.4 |
| 県内市平均 | 98.1 | 98.2 | 97.9 |
| 山梨県 | 100.4 | 100.9 | 100.7 |

ラスパイレス指数とは、地方公務員と国家公務員（一般行政職）の給料月額を、国家公務員の構成を基準として、学歴別、経験年数別に比較し、国家公務員を100とした場合の地方公務員の給与水準を示したものである。

○県内市の状況（議長・副議長・議員の報酬月額）

| No. | 議員報酬額(単位：円) | | | | | | | No. |
|-----|-------------|--------|---------|--------|---------|--------|---------|-----|
| | 議員定数 | 議長 | | 副議長 | | 議員 | | |
| 1 | 32 | 甲府市 | 660,000 | 甲府市 | 610,000 | 甲府市 | 590,000 | 1 |
| 2 | 22 | 甲斐市 | 400,000 | 富士吉田市 | 370,000 | 富士吉田市 | 360,000 | 2 |
| 3 | 20 | 富士吉田市 | 400,000 | 笛吹市 | 370,000 | 笛吹市 | 360,000 | 3 |
| 4 | 22 | 南アルプス市 | 400,000 | 甲斐市 | 360,000 | 甲斐市 | 350,000 | 4 |
| 5 | 19 | 笛吹市 | 400,000 | 南アルプス市 | 360,000 | 南アルプス市 | 350,000 | 5 |
| 6 | 16 | 都留市 | 380,000 | 都留市 | 355,000 | 都留市 | 345,000 | 6 |
| 7 | 18 | 甲州市 | 380,000 | 大月市 | 355,000 | 大月市 | 345,000 | 7 |
| 8 | 14 | 大月市 | 375,000 | 山梨市 | 345,000 | 韮崎市 | 336,000 | 8 |
| 9 | 18 | 山梨市 | 370,000 | 韮崎市 | 345,000 | 山梨市 | 335,000 | 9 |
| 10 | 20 | 北杜市 | 370,000 | 甲州市 | 345,000 | 甲州市 | 335,000 | 10 |
| 11 | 16 | 韮崎市 | 369,000 | 北杜市 | 340,000 | 北杜市 | 330,000 | 11 |
| 12 | 18 | 中央市 | 330,000 | 中央市 | 300,000 | 中央市 | 290,000 | 12 |
| 13 | 16 | 上野原市 | 310,000 | 上野原市 | 280,000 | 上野原市 | 260,000 | 13 |

[議員定数及び議員報酬]

令和3年度末現在の各市条例による（減額条例等により減額されている場合は、減額しない場合の額）

○県内市の状況（市長・副市長・教育長の給料月額）

| No. | 特 別 職 給 料 (単位 円) | | | | | | No. |
|-----|------------------|-----------|--------|---------|--------|---------|-----|
| | 市 長 | 副 市 長 | | 教 育 長 | | | |
| 1 | 甲府市 | 1,080,000 | 甲府市 | 880,000 | 甲府市 | 755,000 | 1 |
| 2 | 富士吉田市 | 850,000 | 富士吉田市 | 680,000 | 富士吉田市 | 590,000 | 2 |
| 3 | 笛吹市 | 840,000 | 都留市 | 650,000 | 笛吹市 | 590,000 | 3 |
| 4 | 都留市 | 820,000 | 笛吹市 | 650,000 | 南アルプス市 | 578,000 | 4 |
| 5 | 甲州市 | 811,000 | 大月市 | 640,000 | 甲州市 | 573,700 | 5 |
| 6 | 山梨市 | 810,000 | 南アルプス市 | 640,000 | 韮崎市 | 573,000 | 6 |
| 7 | 大月市 | 810,000 | 甲州市 | 633,000 | 都留市 | 570,000 | 7 |
| 8 | 南アルプス市 | 800,000 | 甲斐市 | 630,000 | 北杜市 | 570,000 | 8 |
| 9 | 北杜市 | 800,000 | 山梨市 | 630,000 | 大月市 | 565,000 | 9 |
| 10 | 上野原市 | 765,000 | 韮崎市 | 630,000 | 甲斐市 | 560,000 | 10 |
| 11 | 中央市 | 764,000 | 北杜市 | 630,000 | 山梨市 | 560,000 | 11 |
| 12 | 韮崎市 | 762,000 | 上野原市 | 618,000 | 上野原市 | 560,000 | 12 |
| 13 | 甲斐市 | 750,000 | 中央市 | 597,000 | 中央市 | 558,000 | 13 |

〔給料月額〕

令和3年度末現在の各市条例による（減額条例等により減額されている場合は、減額しない場合の額）

(5) 議会の活動状況

○議会の仕事

市議会は、市民の代表として十分な活動ができるように議決権、調査権、監査請求権など多くの権限をもっている。

市政を進めるうえで重要な事項は市議会の議決により決定される。

| | |
|------------|---|
| 議決 | 議会の最も基本的な仕事で、条例の制定・改正・廃止、予算の決定、決算の認定、1億5,000万円以上の工事などの契約を締結、財産取得や処分など市の重要な問題について決定する。 |
| 選挙 | 議長、副議長や選挙管理委員、一部事務組合議員などの選挙を行う。 |
| 同意 | 副市長、教育委員、監査委員などを市長が選任する場合、議会の同意が必要である。 |
| 検査、監査の請求 | 市の事務などについて検査したり、監査委員に対し監査を請求するよう求めることができる。 |
| 調査 | 市の事務について調査することができ、必要に応じて関係者の出頭、証言、記録の提出を請求することができる。 |
| 意見書・要望書の提出 | 市民の生活に関わる身近な問題など、国や県などの関係行政機関へ意見書・要望書を提出する。 |
| 請願・陳情の審査 | 受理した請願・陳情は、所管の委員会に付託し審査します。採択したものは関係行政機関へ意見書として提出する。 |
| 定例会 | 年4回、定期的に開かれる会議で甲斐市は3月、6月、9月、12月に開催している。 |
| 臨時会 | 定例会のほかに必要に応じて臨時会が開催される。特定の事件に限って審議するため、隨時招集される。 |
| 議案 | 議案には市長が提出するもの、また議員の発議により提出されるものがある。 |
| 質疑 | 議案等について、賛成か反対を下すために不明な点や詳しく知りたい点をただすことをいう。この際、自己の意見を交えることはできない。 |
| 委員会報告 | 委員会での審査や調査を終えた事件が、本会議での議題となったとき、委員長から委員会での審査の内容、結果を報告する。 |

※ 本会議とは

全議員が議場に集まり、議案などを審査の上、議会の最終意思を決定する最も重要な会議で、市長が招集する。

本会議には、定例会と臨時会があり、定例会は年4回開催され、臨時会は必要に応じて開催される。本会議は、議員定数の半数以上の議員の出席が必要で、意思決定は出席議員の過半数が必要になる。

※ 委員会とは

市の仕事は幅広く複雑なため、甲斐市議会には専門的・効率的に審査が行えるよう、4つの常任委員会があり、総務教育常任委員会、厚生環境常任委員会、建設経済常任委員会及び議会広報常任委員会が設置されている。

さらに、これらの常設の委員会とは別に必要に応じて設置される特別委員会がある。

○甲斐市議会議員の活動状況〔令和3年（令和3年1月1日～12月31日）〕

1 市議会本会議及び委員会開催日数

(1) 本会議の開催日数

定例会 4回・19日

臨時会 3回・3日

(2) 委員会の開催日数

常任委員会 総務教育常任委員会 13日

厚生環境常任委員会 13日

建設経済常任委員会 13日

特別委員会 予算特別委員会 5日

決算特別委員会 5日

バイオマス産業都市構想特別委員会 8日

山梨県緑化センター跡地活用特別委員会 5日

2 議案等の審議件数

(1) 市長提出

一般議案 102件、報告議案 11件、承認議案 6件、同意議案 5件、
認定議案 12件、諮問議案 6件

(2) 議員提出 意 3件

(3) 請願 3件

3 代表質問及び一般質問

(1) 代表質問 12月議会 7人

(2) 一般質問 3月議会 10人

6月議会 13人

9月議会 13人

12月議会 4人

4 議員の活動内容

議会活動及び個人の議員活動等を含めた年間を通じての活動

広域議員活動、保育園・小中学校行事出席、会派内打ち合わせ、市主催事業、地区（自治会）対応 年間約180日

5 議長及び副議長の活動内容

(1) 議長 毎日登庁し、決裁、来客対応

市・県・全国市議会議長会会議等への出席の他、各種行事等出席あいさつ

(2) 副議長 イベント日程等が重複した場合、議長の代理で出席し、あいさつ

○政務活動費

議会議員が調査・研究のため必要とする経費を地方自治法の規定に基づき、「甲斐市議会政務活動費の交付に関する条例」により交付されるもの。

交付の対象：会派又は議員

交付する額：議員一人あたり月額1万円

交付内容：基準日（各月1日）に在職する議員に対し、半期ごとに交付。
精算時に残額が生じた場合は、返納することになっている。

收支報告：政務活動費の交付を受けた議員は、領収書等の証拠書類を添えて、
收支報告書を議長に提出しなければならない。

| 項目 | 内 容 |
|----------|--|
| 調査研究費 | 会派（議員）が行う市の事務及び地方行政等に関する調査研究及び調査委託に関する経費 |
| 研修費 | 会派（議員）が研修会を開催するために必要な経費、団体等が開催する研修会の参加に要する経費 |
| 広聴・広報費 | 会派（議員）の各種活動について市民に報告を要する経費又は会派（議員）が地域住民から市政に関する要望、意見等を把握するために要する経費 |
| 要請・陳情活動費 | 会派（議員）が要請、陳情活動を行うために必要な経費 |
| 会議費 | 会派（議員）が行う各種会議、団体等が開催する意見交換会等各種会議への会派（議員）としての参加に要する経費 |
| 資料作成費 | 会派（議員）が行う活動に必要な資料の作成に要する経費 |
| 資料購入費 | 議員が行う活動のために必要な図書、資料等の購入に要する経費 |

令和3年度 議会政務活動費の收支報告

期間：令和3年4月から令和4年3月（交付額：議員1人あたり月額10,000円）（金額単位：万円）

| 会派名 | 年度末 人数 | 交付額 | 決算額 | 返納額 | 使途内容 | |
|----------------|-----------|-----|------|------|--------|---|
| 創政甲斐クラブ | 4人 | 48 | 29.4 | 18.6 | 広聴・広報費 | 広報（1回：新聞折込等） |
| | | | | | 資料購入費 | 参考図書 |
| 新政会 | 4人 | 48 | 38.6 | 9.4 | 広聴・広報費 | 広報（1回：新聞折込等） |
| 革新クラブ | 3人 | 36 | 36 | 0 | 調査研究費 | 鹿児島県：南九州市〔知覧特攻平和会館視察〕、南さつま市〔産業廃棄物処理場視察〕 熊本県：人吉市、球磨村〔災害現場、仮設住宅視察〕、熊本市〔熊本城災害復興状況視察〕 佐賀県：武雄市〔武雄市立図書館、武雄市役所・お結び課視察〕 |
| 公明党 | 3人 | 36 | 25.7 | 10.3 | 調査研究費 | 愛知県：豊橋市〔豊橋市こども若者総合相談支援センター「ココエール」視察〕 神奈川県：大和市〔大和市文化創造拠点「シリウス」視察〕 |
| | | | | | 研修費 | 地方議会総合研究所 オンラインセミナー |
| | | | | | 資料購入費 | 参考図書、新聞 |
| 甲斐市民クラブ | 3人 | 36 | 36 | 0 | 調査研究費 | 鹿児島県：南九州市〔知覧特攻平和会館視察〕、南さつま市〔産業廃棄物処理場視察〕 熊本県：人吉市、球磨村〔災害現場、仮設住宅視察〕、熊本市〔熊本城災害復興状況視察〕 佐賀県：武雄市〔武雄市立図書館、武雄市役所・お結び課視察〕 |
| 進和会 | 2人 | 24 | 15.3 | 8.7 | 資料作成費 | 消耗品（文具、コピー用紙等） |
| | | | | | 資料購入費 | 参考図書 |
| 日本共産党 甲斐市議団 | 2人 | 24 | 24 | 0 | 広聴・広報費 | 広報（3回：新聞折込等） |

○地方自治法（抜粋）

（議員報酬、費用弁償及び期末手当）

第 203 条 普通地方公共団体は、その議会の議員に対し、議員報酬を支給しなければならない。

- 2 普通地方公共団体の議会の議員は、職務を行うため要する費用の弁償を受けることができる。
- 3 普通地方公共団体は、条例で、その議会の議員に対し、期末手当を支給することができる。
- 4 議員報酬、費用弁償及び期末手当の額並びにその支給方法は、条例でこれを定めなければならない。

（報酬、費用弁償及び期末手当）

第 203 条の 2 普通地方公共団体は、その委員会の非常勤の委員、非常勤の監査委員、自治紛争処理委員、審査会、審議会及び調査会等の委員その他の構成員、専門委員、監査専門委員、投票管理者、開票管理者、選挙長、投票立会人、開票立会人及び選挙立会人その他普通地方公共団体の非常勤の職員（短時間勤務職員及び地方公務員法第 22 条の 2 第 1 項第 2 号に掲げる職員を除く。）に対し、報酬を支給しなければならない。

- 2 前項の者に対する報酬は、その勤務日数に応じてこれを支給する。ただし、条例で特別の定めをした場合は、この限りでない。
- 3 第 1 項の者は、職務を行うため要する費用の弁償を受けることができる。
- 4 普通地方公共団体は、条例で、第 1 項の者のうち地方公務員法第 22 条の 2 第 1 項第 1 号に掲げる職員に対し、期末手当を支給することができる。
- 5 報酬、費用弁償及び期末手当の額並びにその支給方法は、条例でこれを定めなければならない。

（給料、旅費及び諸手当）

第 204 条 普通地方公共団体は、普通地方公共団体の長及びその補助機関たる常勤の職員、委員会の常勤の委員（教育委員会にあつては、教育長）、常勤の監査委員、議会の事務局長又は書記長、書記その他の常勤の職員、委員会の事務局長若しくは書記長、委員の事務局長又は委員会若しくは委員の事務を補助する書記その他の常勤の職員その他普通地方公共団体の常勤の職員並びに短時間勤務職員及び地方公務員法第 22 条の 2 第 1 項第 2 号に掲げる職員に対し、給料及び旅費を支給しなければならない。

- 2 普通地方公共団体は、条例で、前項の者に対し、扶養手当、地域手当、住居手当、初任給調整手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、特地勤務手当（これに準ずる手当を含む。）、べき地手当（これに準ずる手当を含む。）、時間外勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、夜間勤務手当、休日勤務手当、管理職手当、期末手当、勤勉手当、寒冷地手当、特定任期付職員業績手当、任期付研究員業績手当、義務教育等教員特別手当、定時制通信教育手当、産業教育手当、農林漁業普及指導手当、災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当及び新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当を含む。）又は退職手当を支給することができる。
- 3 給料、手当及び旅費の額並びにその支給方法は、条例でこれを定めなければならない。

（給与その他の給付）

第 204 条の 2 普通地方公共団体は、いかなる給与その他の給付も法律又はこれに基づく条例に基づかずには、これをその議会の議員、第 203 条の 2 第 1 項の者及び前条第 1 項の者に支給することができない。

○地方公務員法（抜粋）

（一般職に属する地方公務員及び特別職に属する地方公務員）

第3条 地方公務員(地方公共団体及び特定地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第2項に規定する特定地方独立行政法人をいう。以下同じ。)の全ての公務員をいう。以下同じ。)の職は、一般職と特別職とに分ける。

2 一般職は、特別職に属する職以外の一切の職とする。

3 特別職は、次に掲げる職とする。

(1) 就任について公選又は地方公共団体の議会の選挙、議決若しくは同意によることを必要とする職

(1)の2 地方公営企業の管理者及び企業団の企業長の職

(2) 法令又は条例、地方公共団体の規則若しくは地方公共団体の機関の定める規程により設けられた委員及び委員会(審議会その他これに準ずるものを含む。)の構成員の職で臨時又は非常勤のもの

(2)の2 都道府県労働委員会の委員の職で常勤のもの

(3) 臨時又は非常勤の顧問、参与、調査員、嘱託員及びこれらの者に準ずる者の職(専門的な知識経験又は識見を有する者が就く職であつて、当該知識経験又は識見に基づき、助言、調査、診断その他総務省令で定める事務を行うものに限る。)

(3)の2 投票管理者、開票管理者、選挙長、選挙分会長、審査分会長、国民投票分会長、投票立会人、開票立会人、選挙立会人、審査分会立会人、国民投票分会立会人その他総務省令で定める者の職

(4) 地方公共団体の長、議会の議長その他地方公共団体の機関の長の秘書の職で条例で指定するもの

(5) 非常勤の消防団員及び水防団員の職

(6) 特定地方独立行政法人の役員

（情勢適応の原則）

第14条 地方公共団体は、この法律に基いて定められた給与、勤務時間その他の勤務条件が社会一般の情勢に適応するように、隨時、適当な措置を講じなければならない。

2 人事委員会は、隨時、前項の規定により講ずべき措置について地方公共団体の議会及び長に勧告することができる。

（給与、勤務時間その他の勤務条件の根本基準）

第24条 職員の給与は、その職務と責任に応ずるものでなければならない。

2 職員の給与は、生計費並びに国及び他の地方公共団体の職員並びに民間事業の従事者の給与その他の事情を考慮して定められなければならない。

3 職員は、他の職員の職を兼ねる場合においても、これに対して給与を受けてはならない。

4 職員の勤務時間その他職員の給与以外の勤務条件を定めるに当つては、国及び他の地方公共団体の職員との間に権衡を失しないように適當な考慮が払われなければならない。

5 職員の給与、勤務時間その他の勤務条件は、条例で定める。

(給与に関する条例及び給与の支給)

- 第25条 職員の給与は、前条第5項の規定による給与に関する条例に基づいて支給されなければならない、また、これに基づかずには、いかなる金銭又は有価物も職員に支給してはならない。
- 2 職員の給与は、法律又は条例により特に認められた場合を除き、通貨で、直接職員に、その全額を支払わなければならぬ。
- 3 給与に関する条例には、次に掲げる事項を規定するものとする。
- (1) 給料表
 - (2) 等級別基準職務表
 - (3) 昇給の基準に関する事項
 - (4) 時間外勤務手当、夜間勤務手当及び休日勤務手当に関する事項
 - (5) 前号に規定するものを除くほか、地方自治法第204条第2項に規定する手当を支給する場合には、当該手当に関する事項
 - (6) 非常勤の職その他勤務条件の特別な職があるときは、これらについて行う給与の調整に関する事項
 - (7) 前各号に規定するものを除くほか、給与の支給方法及び支給条件に関する事項
- 4 前項第1号の給料表には、職員の職務の複雑、困難及び責任の度に基づく等級ごとに明確な給料額の幅を定めていなければならない。
- 5 第3項第2号の等級別基準職務表には、職員の職務を前項の等級ごとに分類する際に基準となるべき職務の内容を定めていなければならない。

(給料表に関する報告及び勧告)

- 第26条 人事委員会は、毎年少くとも一回、給料表が適当であるかどうかについて、地方公共団体の議会及び長に同時に報告するものとする。給与を決定する諸条件の変化により、給料表に定める給料額を増減することが適当であると認めるときは、あわせて適當な勧告をすることができる。